

正誤表 (本誌第七卷第五號材料の上より)  
見たる路面の性質に就いて(四)

頁	段	行	正	誤
二二	上	五	方向	方面
二三	上	二	異なり	異り
二四	上	一	用ゐる	用ひる
二五	上	表二	時	〃
二七	上	二	上の諸例は	上の諸例を
三〇	下	四	簿寫	詳寫

正誤表 (本誌第七卷第五號急硬)  
セメントに就いて

頁	段	行	正	誤
三一	上	八	事に	殊に
三一	上	十一	仕事を中止	工作中止
三四	下	三	行ひたる	行る
三六	下	十二	於いて見るも	於いても
四三	上	十六	ルシヤテリエ膨脹試験	ルシヤテリエ膨脹試験
四五	上	七	等の試験體を製作せし状態は	書の試験體を製作せし状態は實驗は

# 道路工事に使用する自動車管理上の注意

東京市主事 一柳 幸 永

大都市の交通状態は日一日に繁劇の度を加ふるに連れて、道路の改良は言ふに及ばず、其の維持修繕の必要も日一日と

其の度を増さなければならぬのは自然の成行であつて、撒き  
にあれ、砂利運搬にあれ、舗装材料の配給にあれ、人力より  
は機械力に依頼し、タイムの經濟と作業のエフキセンシーを  
圖るべきことは總の手段がサイエンチカルに組織立てられる

この結果として見るの外はない。従つて勢ひ高速度運輸機關の出現となり、延いては撒水自動車ウォータースプリンガー、貨物自動車フレイト・カーの運轉を便とする爲、一面此等の自動車が作業能率を増加する代りに、他面交通上の脅威スレットとなり、之に伴ふべき損害賠償に關しては、大に考慮を拂ふべきもの少くないのである。

## 二

我が東京市の道路に對する兎角の批評は今更自分が喋喋するまでもないのであるが、曩日一貴族院議員が地下工作物作業中の掘坑内に墜落して慘死したる不祥事件の發生した時、宛で之れが東京市道路の全般に對する象徴シンボルでもあるかの様に、大平洋英文通信は其の千九百二十五年二月二十日發行の通信の一節に何んと書かれて居たか、今其の厭はしき當時の記憶を再現して見よう。

We should like to ask whether they think they are working in a desert, when they defile almost all thoroughfares in Tokyo with deep open ditches, which are not hencel, nor are provided with lights to give warning to pedestrians at night.

(吾人が當局に問ひたいのは、東京市内到る處の交通頻繁

道路を狭めて柵も設けずに深き溝を掘り放しにし、又夜間歩行者の爲に注意燈をも備へないのは荒野で仕事を仕て居ることも考へて居るかどうかである)と云ふ皮肉の語を見出した時自分は憤慨せずには居られなかつたが、沈思數秒事實は何とも否拒することを許されなかつた。斯る嫌忌すべき道路上の現象に於ける原因、即ち事象發生の動因とまでは行かずとも其の遠因或は縁因とも成るべき道路上の交通障害は一體全體東京市内でどれほどあるかと云ふに、道路工事は固より、地下工作物作業等の原因に依る總の交通障害は驚くべし日に二百箇所乃至三百箇所を算するに至る。斯様に道路上の交通障害あり、加ふるに自動車、自轉車、荷馬車乃至歩行者の交通は、電車の脅威を顧慮しながらに相互通過の間隙を縫ひ行く危きであるから、*dangerous*な運轉手に依つて運轉せられる自動車の爲には、其の環境の總の物は可なり不安の状態にありと謂はなければならぬ。夫れ故に此の道路工費用の自動車に依る出來事は可成多い數に上つて、或は一事件にさく一萬圓近くの損害賠償を支拂つたこともある。

## 三

道路工費用の自動車が他の自動車、自轉車、荷馬車或は其

他の物件を破損せしめ、又は其の運轉手、乗者、挽夫若は他の歩行者を害したる時、運轉手の所謂業務上の過失傷害又は致死罪の刑事上の責任は多くの場合不起訴、起訴猶豫又は示談に依ることの條件を以つて不問に附せらるゝのは別として、差詰其の損害に對する賠償問題の示談が先決である。

然らざれば裁判上の争に依らねばならないが、市として市民を傷け其の上裁判上の争を爲すことは、市民の爲の市政としては妥當ではない。被害者が示談に導かるべき可能性あり、其の寛容の状態が表れてあるかぎり、市當局は幾分の讓歩的態度が適當化さるべきものであらうと思ふ。さして示談するとなると、何人が其の衝に當るべきかと云ふ問題である。之れは示談が調はなければ裁判上の争となり、原告は市及運轉手を共同被告と爲すのである。然るに道路管理者としては市長は國家の機關であつて自治體の機關でない。道

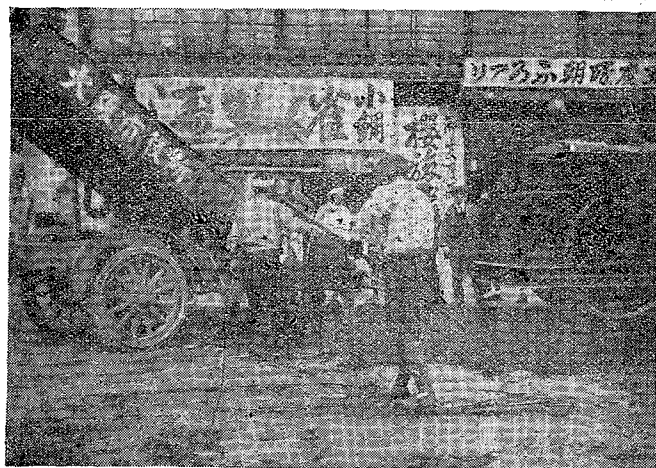
路管理の事務が國家の事務である以上、其の管理行爲より生じた所の不法行爲なるものも當然國家の機關の不行爲である。然るときは道路管理者の不法行爲に對する損害賠償請求の訴訟は、國家が被告の適格者であるかどうかと言ふに、若



大 阪 市 改 良 道 路 景  
 (十) 大の「國ノ普通裁判籍ハ訴訟ニ付キ國家ヲ代表スル官廳ノ所在地ニ依リテ定ムル但シ訴訟ニ付キ國ヲ代表スルニ付テノ規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムル」の規定に基き、明治二十四年一月勅令第三號に依り各官廳の長官又は長官の指定したる所屬官吏に限られて居るから、市町村長が道路管理者

たる場合は訴訟行爲に付き國を代表すべき所の Qualification を缺如する理と爲る。さらばとて地方長官が市町村道の管理に基く不法行爲に付き其の訴訟行爲に關し國を代表する規定も見出されないから、他に何とか適法な理由があつて欲し

い。所が此の問題にソリユーションを與ふべき恰好な類例を見出されたのである。即ち大正七年七月大審院の判示に因ると、河川の堤防を故意に決潰したるときは國の營造物を毀損するものに該當し府縣の營造物を毀損したるものにあらず、従つて府縣知事は府縣の機關たる資格を以て、營造物を回復する意味に於て、決潰者に對し損害賠償を求むるは妥當ならずと雖も堤防の維持費は府縣の負擔する所なるを以て之が決潰は直ちに復舊工事の費用に付き損害を被むるものなれば、此の損害を回復する意味に於て、府縣は決潰罪の公訴に附帶し、私訴として此の損害を請求することを得べしとあるから、道路の場合に在つても、同一の論理が逆説に反覆されるまで、費用負擔者の利害關係を其 Keynote とする以上、道路管理上の不法行爲に對する示談辯し得られるにしても、此の選任監督の規定はとんと顯られ

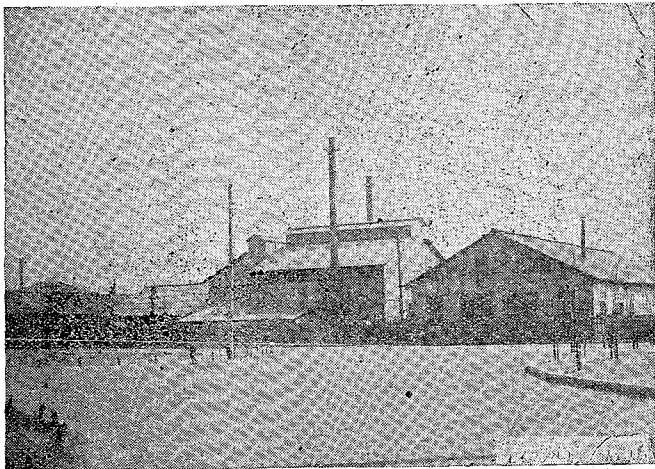


(一十) 大阪市改良道路工事 景の中事工裝舗トルアフスア、トーシ

なり訴訟當事者は、其費用を負擔すべき公共團體の代表者でないで、今日では何人も口にしない有様であるから、衝突

もともと前顯の判例がないにした所で、一般社會通念から論じてても、結局は其處に落着せざるを得ないものとなりはせまいか。市に在りても國の營造物で防訴抗辯した事もあるがまだ其の決審に至らないので兎も角前顯判例の趣旨に準じ、今日までは示談を濟して居る。次に起る問題は、民法第七百十五條の或事業の爲に他人を使用する者は被用者が其の事業の執行に付き第三者に加へたる損害を賠償する責に任ずの規定で其の但書に依る被用者の選任なり其の事業の監督に付き相當の注意は固よりであり、注意を爲すも損害が生ずべかりしことは多くの場合相當抗

するが最後市は何れの場合に於ても幾分の弱味がある。自動車又は自轉車などの相互に、Resistantを受けて居るもの、場合は互格の判断を得られるにしても相手は歩行者である場合は、左様には考へて貰へないのが今日の狀態と言つてもよろしい。さうして市が全部の損害を負担した後、同條三項の規定で求償權問題が生ずるが、もともと運轉手の如きは無資力の者が多いのが通常であるから、此の權利も寶の持腐たるの觀がする。これから愈損害賠償の内容に就いての主要な問題、これは運轉手の注意義務と被害者の避難の能否で、これが所謂過失相殺たる民法第七百二十二條第二項の被害者に過失ありたる時は裁判所は損害賠償の額を定むるに付き之を斟酌する事を得となる規定に依るので、斟酌するとせざるとは裁判所の任意であるとの判例はあるにしても、被害者の避難の能否の判定が Fundamental-



(二十) 大阪市改良道路内川出張所内

色なものであるから、運轉手の注意義務に幾分欠ける點がある場合、被害者に避難の能否につき充分盡せりや所謂 Do ones Best したかどうかを究め過失相殺の責任輕減論を持出す必要がある。示談の場合殊に必要で相手方をして市を付け込む氣勢を防ぐ一方法であり、相手方をして理に納得せしめて損害賠償額少く示談調ふるに便利でもある。同じ運轉上の過失でも、例へば輾壓機作業中曾て市に在りし如き事例即ち Flywheel が飛散して反對側の歩道に在りし婦人四名を負傷若は死に至らしめた如きは、過失相殺の餘地はないが、偶此の Machine は二日程前警視廳の検査合格の者で、運轉に就き管理上の過失上幾分一般の諒解を得たりし點が餘程有利な示談に導かれた Cause 尙一つの例を舉げて見やうならば自分を経験したる出來事の中砂利運搬中の自動車が車道の右側

を進行し來り、反對の方向に電車馳行し、之に少し遅れて僅に制限を越ゆるか超えない程度の重量及容積を有する貨物を運搬する荷車が進行し來り兩車相接すべき部分は路側に土砂堆積しありて著しく幅員を減縮し、兩車の互譲に便ならざる状態を知りするに充分なる距離に在り、自動車に在りては左側に轉路し得べかりしに拘らず、警笛の設備なき爲不十分ながらも先驅者の警戒を爲す方法にて進み、荷車も幅員廣き部分にて避讓すべき位置に在りながら、尙且つ不十分ながらも警戒の掛聲を耳にしたるにも拘らず、共に其儘相進みて、最

狭幅員部位にて兩車の衝突するに至り、挽夫は自己の荷重の爲に車體の移轉意の如くならず、遂に車と共に顛覆し、自己の車に依りて負傷したる場合の如きは、運轉手は左側通行の制限に従はず、警笛の設なく、前方道路幅員の最狭部あるを透視し得べかりしにも拘らず尙前進を繼續したる注意義務の缺欠は、一定の結果の發生を知り且つ之を許容せざるを得ざるの推定に置かるべくして、故意の問題に關係さる、少くとも過失は免れない。又他面荷車の損失に在つても、故意又は過失の存在を認識するに難からざれば相互に共同過失の責任は免るゝことを得ないものとして示談はしたがこれらの場合は、一面無産階級を取扱ふ手心に於て市などに在りては、被害

者の生活状態の如何を考慮し大に斟酌を加へて可なるべきものであらうと考へられる。特に被害者が社會的地位の比較的下位に在る場合、唯其の衝突の場合の事情に基き理論にのみ偏重して、被害者が裁判上の争を爲さないことに於て或は被害者をして Under-Valve 或は其の損害の算定を Under-estimate する様な傾向に下も導かれることがもしありとすれば、そは大に戒心を加ふべき事態と言はねばならない。

## 五

さて叙上注意義務に對して大審院は何の様に考へて居られるか判示に因つて探つて見るならば、一、行政上の取締法規は普通に危険發生の虞ある行爲を取締るに過ぎない此の外業務執行者をして法律上若くは慣習上必要なる注意義務を嚴守せしむべきは勿論で特に明文を要せない。二、鐵道機關手が前方の注意を怠り通行人を發見し得なかつたのは過失である之れは一般人が通行すると處罰されることになつて居る場所での事である。三、電車運轉手が軌道上を歩いて居る人を認めながら先方が避難するものと輕信して警笛も鳴さなかつたのは過失である。四、交通頻繁なる市街地を通行する自動車、電車の運轉手等は臨機に速度を調節し咄嗟の間と雖も直ちに

停車し得る準備をして居らなければ過失である。斯くの如く行政法規上通行を許されない場所の侵入者に對してすらも注意の義務を課せられて居るのであるから、自動車の如く「*due care*」のもの即ち公道を走るものに在つては其の注意義務は想像に難くない。又被害者として過失相殺論まで導かれ得べきものとして判示した場合を探らうものならば一、始めは進行し來れる電車の軌道の近傍に立ち、電車と接觸を避け得べき程度の距離に於て自己の位置を保ち得たるに拘らず、被害者が當時幾分の酒氣を帶び居りて不注意にも距離の測定を誤り、衝突危険の區域に進入したるときは此の被害者の過失は斟酌される。二、電車ノ踏切ヲ横斷セムトスルモノハ常ニ必ズ電車ノ進行シ來ルヤ否ヤニ注意シ、然ル後踏切内ニ立入ルベキモノであるから、此の注意を怠つたとき被害者の過失として斟酌される。三、乗合馬車ノ進行セル街道ヨリハ鐵道線路ニ對スル展望自由ニシテ、踏切ニ向ツテ進行スル列車カ百間程先キヨリ望見シ得ベキ地勢ナルに馬車を踏切に乗り入れたるときは馬車の取車にも亦過失の責がある。などの注意を標準として、其の避け得べきことが被害者に於て一般の注意の程度にて可能でありとすれば、其の注意を怠りしことゝ責任は自ら負擔すべきものとして示談の標準を求めて見た。

そこで賠償すべき損害の範圍はと言ふに、大正四年二月八日大審院の判示は不法行爲に因る損害賠償の範圍は債務不履行の場合に於ける民法第四百四十六條の如き規定なきを以て通常生ずべき損害と特別の事情とに因りて生じたる損害は行爲者の豫見し得べかりしものなるやを審究するの要なしと説かれたが、此の判決が直ちに無制限説を探つたものと観るべきでないとは鳩山博士の所説……石坂博士や土方博士の無制限説と因果關係を有する直接の損害のみに對し賠償すべしと説く鳩山博士論……學説のそれは兎も角として自分は此の因果關係を標準として示談した。見積方は物件の破損に對する復舊費、身體の治療費、豫後の機能障害に因る損害、と死亡せし場合は其の葬儀費、財産權を害したる場合の損害遺族の慰藉料等であるが。曾て葬儀費用につき二重賠償なりとして上告したものがあつた其の理由は、原因の如何を問はず親の死亡に因り其の子が葬儀を營むことは徳義上當然の義務であり吾國の淳風美俗なるを、自己の損害なりとの觀念を許すは子たるものの義務と實に正反對し認容し得べからざるものであると主張したるに對して大審院は之を認めなかつた。

## 六

交通頻繁な道路特に大都市の道路に在りては、自動車運轉

に因る事故は免れない自然の數であるかも知れないにしても、自分の經驗するが如き事故の度數の夥多なものには一驚せざるを得ない。或は多くの場合運轉手は示談なる方便に因つて刑事上の問題は帳消にされる場合も多く、直接自分が損害を賠償するに及ばないし、且つ求償されても應じ得る資力もないのが一番の強味であるかも知れないから、自然注意が足りなく馴染致される傾向も見える。今日の様に運轉手が有り餘る様な時代は幾分使用者に強味があり、事故の發生に對し相當減俸又は解雇の處分が執り得られるが、其の候補者に拂底する時の如きは、如何とも爲難い。是迄に自分が乗車の際仔細に觀察し研究した經驗に因るならば、事故は偶發する出来事であると言ひ條、實際は運轉手の性格と技能との如何に關係することが其の主たる原因であつて、或る一般に可能的な條件に適合する運轉方法に違ふならば斯る事故は殆ど豫防し得べきものとさへ考へさせられたこともある位に、相對的に其の事故を減少し或は皆無に近からしむることが人力に於て Possibility を有せないものではない。

何れの場合又は如何な咄嗟の際に在つてさへも、運轉手が心性作用の如何に因つて、慘と否らざるとの分界線が劃される。其の心性作用とは何であるかと云ふに、運轉手が無理を

通すと言ふ氣配のある時は必ず事故が起きるのである。此の無理を通すと言ふことは、Order (秩序) とか Environment (環象) とかを無視した獨尊の心性作用、これは既に偶發事態に對する善處の妥協性を有せないばかりではなく、機械に對する機智靈活の心的活動を自由にさせない、即ち衝突に導いた所の運轉手の非讓歩的な態度であり、自己禮讚の興奮である。自己の技能に信賴する誇と言はむよりも寧ろ輕舉な不謹慎な性格の Exposition であつて其の責任に對する Reflexion に習慣づけられて居ない心の状態より起さるる不測の出来事であらねばならぬから、其の慘否の差はほんの心頭一毛の分ち難き心性作用、平たく言へば靜平ではない、沈着のない、機智のない、鈍い、それで唯環象を超えんとする壓服的な心象に由りて描き出される不祥事に外ならないのである。之に反し常に注意深き、無理を押さない、謙讓の態度で、而も機械と人と渾然と融合した一體の働を爲す技能と機械に對する訓練と愛好とが、機械の操縦に拘はれない餘裕あるまでに習慣づけられる Capacity を持つならば、何れの時何んな咄嗟の際にも危難を免れ得たことの經驗に乏しくないのである。



所詮は運轉手の性格が第一である。次ぎには機械に對する操縦上の Discipline (訓練) と Restraint (拘束) とは少しの懈怠をも寛容されない。殊に機械を愛すると言ふ事は機械を自己の意に従はしむるものであつて機械が自己の全體であると言ふ信念に至らしめなければ機械と人との合體は企て及ばれないのである。斯る見地から運轉手を採用するに其の性格を簡選するは固より、技能は當然試験すべきであると言ふ迄もない事。唯其の Mental test に於て如何に心性の判断を爲すかが問題であり、相當鑑識上の能力が必要である。臨時見習に於て機微な考察を試むる亦一手段。特に待遇に留意して居心地好からしめ、更迭のあはたゞしいのが障害である。斯くて其の一定の Machine に馴れしめ、従つて之を愛好する精神を養ひ得しめば、自然事故度數も少くなり、機械の保存上にも非常の効果あるもので、費用も結局輕減されやうと思ふ。然しながら之れは容易の業でないかも知れないが、此の心持で事に當つて、交通保全を期せむが爲の道路工事の作業から交通上の脅威<sup>Threat</sup>を爲すにも等しい、矛盾に近い此等の文化的現象を無くすることに努めねばならぬと思ふ。もし事情が吾人の可能とする努力と手段に期待し得べしとする限りに於ては。

## 竝木禮讚

「江畔何人か初めて月を見しや、江月何れの月か初めて人を照せし、人生代々窮りなく、江月年々望み相似たり」この詩を誦するもの誰か感慨なき能はざらむや。吾等に夜の世界、殊に月と星との存在は、如何ばかり人生を淨化し且慰安を與ふものぞ。星のまた、月夜的美觀は、實に無限、幽邃、神秘其のもの、如く、我が心に名利の片影をだに留めしむることなし。世の人々よ、萬籟皆瘖したる時暫く月下に立ちて靜思せよ。人は名利にのみ生くるものにあらず、實利にのみ走るべきにあらず、文明とは自然の破壊のみを以て能事終れりとするものにあらず。山には木ありて愈美しく、水は山を負ひて更に情趣あるなり。梅雨晴れの晨新緑露を帯びて金綠色に榮えたる街路樹を見る時、俗塵を離れたる快感あるにあらずや。蜿々と果しもなき砂白みたる夏路の旅に、亭々幾百千年の老松の木蔭に上衣をとりて汗を拭ふ涼味何にか譬へむ。尙老樹の下に立ちたる時、恰も月下に立てる時と等しく、過去世の追憶、遠人の思慕等悠久無限の情湧然として起り、旅情を感むること甚だ深きものあり。余は竝木の道路構造上に及ぼす效果の多くを知らず、されどその旅情を感むるに甚だ價值あるものなるを信ず。汽車の窓より見自動車にて青葉竝木の青嵐をついて走るも快なり、獨り徒歩旅行者の慰安のみならむや、徒に竝木を伐りて橋を架け、道路を直線ならしむるのみが、道路の改築かは。人生には須らく餘韻なかるべからず。(R生)

全國土木課長會議(六月四日)スケッチ  
右は議長の堀切土木局長、其背後は事務官諸君、むかうに顔だけ見えんが沖繩縣より順次左へ各縣の土木課長。



左は其一部手前

より土井北海道、

正木地方事務官、

勅待課長の西池京

都、其次に見える

は高田神奈川、其

他の課長連。

